

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		国際的な規模の会議等の用に供する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可
根拠条例・規則等名		建築基準法（昭和25年法律第201号）
条 項		第85条第7項
所 管 部 課		建設局 北部建設事務所 建築指導課（電話：048-646-3235） 建設局 南部建設事務所 建築指導課（電話：048-840-6236）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	設定できません。 （許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難である）
	設定等年月日	平成30年9月25日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	60日
	設定等年月日	平成30年9月25日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		